

奈良県告示第百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、治道南部土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和五年八月八日

奈良県知事 山下 真

就任役員の役名、氏名及び住所

監事 楠見 繁博

大和郡山市横田町一八三―一